

平成 20 年度第 5 回丸子地域協議会会議次第

平成 20 年 8 月 20 日(水)午後 1 時 30 分から
丸子地域自治センター 3 階 第 2 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 上下水道料金改定案について

[別紙資料]

4 調査研究事項

(1) 第 4 回丸子地域協議会グループ別討議内容の報告について

[別紙資料]

(2) 依田川リバーフロント市民協働事業について

(3) グループ別討議

5 その他

6 閉 会

第4回丸子地域協議会「グループ討議」(20.7.18開催) 内容

グループ	リーダー	出席者	今回の話し合い事項のまとめ	次回取上げる事項	事務局に資料を求め る事項
	記録者				
1・2合同	桜井 誠	片桐、倉沢、 甲田、桜井、 笹沢、竹花、 宮坂、	(共通テーマ・リバーフロントについて) ● 早く実施に移すことが重要 そのために、雑排水施設・会社の移動対応を早くして欲しい。 実行委員会が必要では？ まず必要な手順 プロに設計してもらう。 協議会としての要望も入れての再設計検討。 予算化する。 実行 実行に関しては植栽等住民手作りを基本とする。 現地視察が必要 ● 芝生公園が理想ではないか？イベント会場としての利用 イベント利用を考えるとトイレは必要だが、他の建物は好ましくないのでは？ ● 住民が楽しみにするような事業に、住民意見等は、実行委員会が方法を考えて把握していくことで。 ● 現地視察を計画できないのか？	-	-
	倉沢史子				
3・4合同	生田淳一	浅倉、生田、 滝沢、成沢 啓、成沢み、 村松	1. リバーフロント事業の具体的取組内容について 提言から実行へ移行できるように取組む。 この事業のマスタープランを作成する実行組織を立上げるのは地域協議会の役割であり、早急に具体化させる (調査等もマスタープランに含まれる) 2. 他に取組むべきテーマの検討 交通を含む教育環境、他の地域組織との関係を含め地域協議会の位置付け、役割の明確化のための取組み	-	市の公共交通に関する意見(提出済み)とその取扱い、防犯灯電気代補助金の現状
	村松正孝				

上田市防犯灯設置事業等補助金交付の概要

(平成20年度から適用)

防犯灯に関する補助金交付要綱が平成20年度から統一され、電気料補助金についても下記のとおり取り扱うことになりました。

丸子地域においては、激減緩和措置として平成20年度のみ新たな自治会負担分(半額分)を地域振興事業基金から充当し、実質的には全額補助金が交付されます。

平成20年度予算額 5,602千円(内地域振興事業基金 2,800千円)

市民生活課では、平成20年度末までに既存の防犯灯について基準の見直し等を行い、平成21年度からの対象灯数を確定する予定です。現在は、一部自治会と協議を開始したところです。

防犯灯の電気料補助金

申請時期 5月に申請書類提出

1 主 旨 自治会が設置し維持管理を行い、料金を負担している防犯灯の電気料について補助金が交付されます。

2 補助対象(条件) 自治会が設置し維持管理している防犯灯です。

3 内 容 中部電力発行の4月分電気料金請求額×12ヶ月×2分の1
(100円未満切り捨て)

4 申請手続きと補助金交付の流れ

(1) 5月末までに次の書類を提出

「防犯灯電気料補助金交付申請書」 ……【様式1】

「補助金交付請求書」 ……【様式2】

「中部電力」発行の4月分電気料金請求書の写し ……【添付書類】

「中部電力発行の電気料金請求書内訳」の写し ……【添付書類】

「防犯灯設置場所配置図」 ……【添付書類】

(2) 市で審査決定後、自治会長に「防犯灯電気料補助金交付決定通知書」が送付されます。

(3) 自治会の口座に補助金が振り込まれます。(10月から11月頃を予定)

5 その他

(1) 防犯灯の電気料金についてのみ、補助金が交付されますので、中部電力発行の4月分請求書の全額が補助の対象になるとは限りません。

(装飾灯や自治会館等の照明電気料は対象外になります。)

(2) 中部電力発行の電気料金請求書と内訳の写しは、確認のために必要ですので、全体をはっきり鮮明にコピーをお取り下さい。

書類提出先

丸子地域自治センター 市民生活課 生活環境担当

防犯灯の設置事業補助金

申請時期 通年(当該年度の4月から翌年2月末まで)
当該年度の3月末日までに設置事業が完了すること。

1 主 旨 自治会が防犯灯を設置するときに、補助金が交付されます。

2 補助対象(条件) (1) 自治会が新たに設置するもので、将来自治会が維持管理を行うものです。
(2) 破損等による防犯灯の取替、撤去、修理及び移転等は補助対象外です。
(3) 水銀灯は対象外です。(通常は20Wの蛍光灯)

3 内 容 (1) 原則、年間1自治会あたり1基です。
(2) 設置事業費の2分の1以内(限度額1基3万円)です。

4 申請手続きと補助金交付の流れ

- (1) 「補助金等交付申請書」の提出 ……【様式第1号】
業者の見積書(所定の見積書)、案内図を添付 ……【添付書類】
- (2) 市で審査決定後、自治会長宛に「補助金等交付決定書」が送付されます。
- (3) ~ のいずれかの手続きを済ませ、写しを市に提出
手続き方法等が分からない場合は、担当課までお問い合わせ下さい。
防犯灯を中部電力、NTT又は有線放送等の電柱に設置する場合は、許可書等の写し
国や自治体の所有地(官有地)にポールを設置する場合は、占用許可等の申請をし、その許可書の写し
個人の家屋や所有地にポールを設置するときは、文書で了解をとり、その写し
- (4) 上記(3)に関する書類について市で確認が済みましたら、2ヶ月以内に事業が完了するよう業者に発注して下さい。
- (5) 引渡し・支払いが完了したところで、「補助金事業等実績報告書」、「補助金交付請求書」を市に提出 ……【様式第2号】、【様式第3号】
業者の領収書写し、完成後の写真を添付 ……【添付書類】
- (6) 市で工事完了検査が済み次第、「補助金確定通知」が自治会長に送付され、自治会の口座に補助金が振り込まれます。

- 5 その他
- (1) 補助金交付決定後に金額の変更がある場合や工事日程に変更がある場合は、市に相談し、その後速やかに「補助金等変更交付申請書」を提出 ……【様式第4号】
 - (2) 原則として、前年8月頃に「翌年度補助金要望書」を提出してあるものが対象となります。 ……【様式第5号】
 - (3) 参考費用 A:電柱共架式 約30,000円、B:ポール式 約60,000円

書類提出先 丸子地域自治センター 市民生活課 生活環境担当